

議第 23 号

## 証明書の交付等に関する事務の委託の廃止について

次のとおり証明書の交付等に関する事務の委託を廃止について、議決を求める。

- 1 廃止する事務の委託 戸籍謄本等の証明書の交付等に関する事務
- 2 廃止する日 令和 6 年 3 月 31 日
- 3 廃止する理由 戸籍証明書等の広域交付制度の開始に伴い、全国の市区町村で交付が可能となったため、下呂市と高山市、飛騨市、白川村との間の証明書の交付等に関する事務の委託が不要となったことによるもの。

令和 6 年 2 月 22 日提出

下呂市長 山 内 登

### 提 案 理 由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により議決を求めるもの。

